

## 資料提供

原子力機構における報告漏れ等に係る調査の報告期限の延長について

平成19年8月17日

生活環境部原子力安全対策課

県は、去る6月28日、原子力安全協定締結全19事業所に対し、原子力安全協定に基づく報告の漏れ及び記載事項に係る改ざんの有無について調査し、8月20日(月)までに報告するよう要請したところですが、本日(8/17)、原子力機構より、当該報告期限を8月末まで延長してほしいとの申し入れがありました。

県は、これを了承しましたので、お知らせいたします。

なお、調査結果の公表は、全19事業所を取りまとめ、8月31日に一括して行いますのであわせてお知らせいたします。

### 1 延長理由

原子力機構は調査対象施設が多く、徹底した問題点の洗い出しを行っているが、報告期限には調査が終了しないため。

### 2 対象事業所

日本原子力研究開発機構の県内4事業所

(原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター、那珂核融合研究所)